明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（三八）　二
○農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（三九）　四
○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四〇）　四
○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（四一）　三三
○特定複合観光施設区域整備推進本部令（四二）　三四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四三）　三四
〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房二）　三六
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府六）　三六
〔府令・省令〕
○金融商品取引業者営業保証金規則等の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　四〇
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　四二
〔省　令〕
○森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（総務・農林水産一）　四三
○自動車型式指定規則等の一部を改正する省令（国土交通一一）　四四
○自然公園法施行規則の一部を改正する省令（環境三）　四四

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第三八号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　統合幕僚監部総務部に新たに人事教育課を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第五七条～第五八条の二、第六四条、第八七条、第一二一条及び第一五三条関係）

2　陸上幕僚監部の人事部、運用支援・情報部及び教育訓練部を廃止し、同幕僚監部に新たに人事教育部、運用支援・訓練部及び指揮通信システム・情報部を置くとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第七七条、第八一条～第八三条、第八五条、第八六条、第八八条及び第九八条～第一〇一条関係）

3　陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課を廃止し、同部に新たに防衛協力課を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第八九条～第九一条関係）

4　防衛装備庁調達事業部の調達総括官の定数を改めることとした。（第一七九条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

陸上自衛隊の方面隊の編成を改めることとした。（第七条関係）

三　施行期日

この政令は、平成二九年三月二七日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（政令第三九号）（農林水産省）

一　農業経営基盤強化促進法施行令、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付け等の特例の適用期間を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（本則関係）

二　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四〇号）（経済産業省）

一　ガス事業法施行令の一部改正関係

ガス小売事業の登録等の権限の一部を経済産業局長に委任すること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　電気事業法施行令の一部改正関係

安全管理審査等の権限の一部を産業保安監督部長に委任すること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　経過措置関係

1　ガス小売事業の変更登録に係る準備行為を定めることとした。（第三四条関係）

2　特定ガス導管事業に係る託送供給約款の変更の届出等に係る準備行為を定めることとした。（第三六条関係）

四　施行期日

この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四一号）（内閣官房）

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二八年法律第一一五号）の一部の施行期日は、平成二九年三月二四日とすることとした。

◇特定複合観光施設区域整備推進本部令（政令第四二号）（内閣官房）

1　特定複合観光施設区域整備推進本部長補佐

特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）に、特定複合観光施設区域整備推進本部長補佐（以下「本部長補佐」という。）五人以内を置き、内閣官房副長官、内閣官房副長官補又は内閣総理大臣補佐官のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てること等とした。（第一条関係）